資 料 提 供
令 和 元 年 7 月 3 日
課名:産業廃棄物対策課
担当:重野
内線:2962
外線:082-513-2962

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1　概要

産業廃棄物処理業者である有限会社アイヨに対し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の３の２の規定により，産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2　被処分者及び行政処分の内容

事　業　者 （ 住 所 ）	有限会社　アイヨ　代表取締役　塩谷　文博 （兵庫県加古川市加古川町北在家 372 番地の６）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許 可 番 号：第 03400151250 号 許可年月日：平成 26 年９月 18 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和元年７月３日
処 分 理 由	同社は，令和元年５月８日付けで神戸地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた。 このことは，法第 14 条の３の２第１項第４号の規定に該当するものとして法第 14 条第５項第２号イに該当する者のうち法第７条第５項第４号イに規定する者に該当するため。